

## 津市民榮譽賞表彰要綱

平成 20 年 8 月 29 日訓第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市表彰規則（平成 18 年津市規則第 3 号）第 4 条の規定に基づき、スポーツ、芸術、学術、文化等の分野において、住民に夢と明るい希望を与えるとともに、広く住民に親しまれ、本市の名を高めることに顕著な功績のあった者に対し、その榮譽を称え表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第 2 条 津市民榮譽賞（以下「榮譽賞」という。）の表彰の対象となる者は、本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に住所を有したことのある者又は本市の区域内に所在する団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピック競技大会その他世界的規模のスポーツ大会で顕著な成績を収めたもの
- (2) 世界的規模の芸術、学術、文化のコンクール等で顕著な成績を収めたもの
- (3) その他特に顕著な業績のあったもの

(特別榮譽賞)

第 3 条 前条各号に該当する者のうち、その成績若しくは業績が特に顕著であったもの又は榮譽賞を受賞した後、再びこれに匹敵するような成績若しくは業績を挙げたものには、津市民特別榮譽賞を贈ることができる。

(庶務)

第 4 条 表彰に係る庶務は、政策財務部秘書課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。